

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 モーニングスター株式会社
(コード番号 4765)
(上場取引所 大証 ヘラクレス)
代 表 者 代表取締役 COO 朝倉 智也
開示責任者 取締役 CFO 小川 和久

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 12 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、決済合理化法）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に移行されたこと（いわゆる「株券電子化」）に対応するため、株券を発行する旨の現行定款第 7 条の削除を行い、現行定款第 8 条及び第 10 条に所要の変更を行なうほか、条数についても所要の変更を行なうものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則第 1 条、第 2 条を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

(1) 定款変更のための株主総会開催日 : 平成 21 年 6 月 18 日（木）

(2) 定款変更の効力発生日 : 平成 21 年 6 月 18 日（木）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

モーニングスター株式会社 : <http://www.morningstar.co.jp/> 管理部

電話 : 03 (6229) 0810 ファクシミリ : 03-3589-7963 メール : mstar@morningstar.co.jp

変更の内容

(下線部分は変更箇所であります)

現行	改正案
第1条～第6条（記載省略）	第1条～第6条（現行どおり）
（株券の発行） 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
（株主名簿管理人） 第8条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>	（株主名簿管理人） 第7条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿の作成および備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第9条（記載省略）	第8条（現行どおり）
（基準日） 第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
第11条～第36条（記載省略）	第10条～第35条（現行どおり）
（新設）	附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
（新設）	第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>